

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年六月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路 線 名</p>	<p>蒲生岩槻線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>越谷市大間野町一丁目八番五地 先から 同市大間野町一丁目七番三二地 先まで (ただし、関係図面に表示する部分 に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年六月十一日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和二年一月十七日付け埼玉 県越谷県土整備事務所長 告示第一号で告示した道路 予定区域の一部の供用開始 である。 延長二一・〇〇メートル</p>